

阿賀野市条例第19号

阿賀野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市職員の育児休業等に関する条例（平成16年阿賀野市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加え、同号の次に次の1号を加える。

（2）の2 阿賀野市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第2条第3号中「平成23年」の次に「阿賀野市」を加え、同条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの。

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号中ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定

職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「とき」を「場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、第3条に規定する特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イをウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、次条に規定する特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第7条第1項中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第9条第3号中「(平成16年条例第33号)」を削り、同条に次の1号を加える。

- (4) 阿賀野市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第11条中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第16条の表第4条第10項の項を削り、同表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第13条第5項の項を削り、同表第13条第6項の項中「育児休業条例」を「阿賀野市職員の育児休業等に関する条例(平成16年条例第39号。以下「育児休業条例」という。)」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第19条の表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第13条第5項の項を削り、同表第17条の項を次のように改める。

第 17 条	第 4 条第 2 項から第 9 項まで、第 8 条から第 9 条の 4 まで及び第 10 条の 2	第 8 条から第 9 条の 4 まで及び第 10 条の 2
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

第 20 条第 2 号中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第 21 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第 2 項中「平成 16 年」の次に「阿賀野市」を加える。

附則に次の 2 項を加える。

（給与条例附則第 13 項の規定が適用される育児短時間勤務職員に関する読替え）

- 3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第 13 項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、算出率を乗じて得た額とする」とする。
- 4 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員が給与条例附則第 13 項の規定の適用を受ける場合における第 17 条の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは「前条及び附則第 3 項」とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 2 条に第 2 号の 2 を加える改正規定、第 9 条第 3 号の改正規定及び同条に第 4 号を加える改正規定並びに第 16 条の表第 4 条第 10 項を削る改正規定、同表第 10 条第 2 項第 2 号の改正規定、同表第 13 条第 5 項を削る改正規定及び同表第 13 条第 6 項の改正規定並びに第 19 条の表第 2 項第 2 号の改正規定、同表第 13 条第 1 項の改正規定、同表第 13 条第 5 項を削る改正規定及び同表第 17 条の部再任用職員の項の前に 1 項を加える改正規定並びに第 20 条第 2 号の改正規定、

第 2 1 条第 1 項の改正規定及び附則に 2 項を加える改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第 3 条（第 5 号に係る部分に限る。）及び第 1 0 条（第 6 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。